



原本：英語

No. : ICC-02/05-01/12
日付： 2012年3月1日

予備裁判部 I

裁判官： 裁判長 サンジ・マセノノ・モナゲング裁判官
シルビア・スタイナー裁判官
キュノ・ターフェッサー裁判官

スーダン、ダルフールの事態
検察官 対アブデル・ラヒーム・モハメッド・フセイン

公開文書
アブデル・ラヒーム・モハメッド・フセインの逮捕状

裁判所規定の規定第 31 に準拠して以下に通用すべき決定：

検察局

ルイス・モレノ・オカンボ検察官
ファトゥ・ベンスーダ副検察官

被告弁護人

被害者の法定代理人

申請者の法定代理人

代理人なしの被害者

代理人なしの参加/損害賠償申請者

被害者のための公共弁護士事務所

被告のための公共弁護士事務所

締約国代理人

アミカス・キュリエ

書記局

書記局長

シルバーナ・アルビア

副書記局長

デイディエ・プレイラ

被害者及び証人課

拘置課

被害者参加並びに損害賠償課

その他

国際刑事裁判所、**予備裁判部 I**（以下それぞれ「予審裁判部」および「裁判所」）

2011年12月2日に検察側が提出した、人道に対する犯罪および戦争犯罪に対する、アブデル・ラヒーム・モハメッド・フセイン（「フセイン氏」）の逮捕状の発行を請求する、スーダン、ダルフルの事態（「ダルフルの事態」の記録に関する、「規程 58 条に基づく検察側請求」（「検察側の請求」）¹を**検証し**、

検察側が提出した確証試料を**検証し**、²

予審裁判部が、規程 25(3)(a) 条において、戦争犯罪および人道に対する犯罪の間接的共同加害者として、フセイン氏が刑事的責任があるとする、正当な理由があるとした考えに満足した「アブデル・ラヒーム・モハメッド・フセインに関する検察側の請求に対する決定」³に**留意し**、規程 58(1)(b) 条に基づいて、逮捕の必要性があるとし、

ローマ規程の 7 条、8 条、13(b) 条、19(1) 条、25(3)(a) 条、27条、58(1) および (2)(d)（「規程」）に**留意し**、

検察側の請求を確証する、検察側が提供した資料に基づき、そして規程19条に基づき後続する決定の権利を侵害せずに、フセイン氏に対する事件は裁判所の管轄に入ることを**勸案し**、

¹ ICC-02/05-237-US-Exp 付録付き、ICC-02/05-237-Red。

² ICC-02/05-237-US-Exp、付録 A & 1-3.46、ICC-02/05-240、付録 A & B1-B28。

³ ICC-02/05-01/12-1-Red。

検察側の請求を確証する、検察側が提供した資料に基づき、この段階においてフセイン氏に対する事件の有効性を定めるため、規程19(1)条に基づき、予審裁判部に慎重な姿勢をとらせる明らかな原因あるいは自明な要素がないことに留意し、

2002年8月ごろから、そして検察側の申請に該当する全期間において、規程 8(2)(f) の意味における長期化した武力衝突が、スーダン国軍およびスーダン共和国政府と同盟関係にある民兵組織/ジャンジャウィード、そしてスーダン解放運動/軍 (SLM/A)や正義と平等運動(JEM)を含む、組織化された反政府グループとの間で、スーダン共和国のダルフルで起きたことを勘案し、

スーダン国軍および民兵組織/ジャンジャウィードが暴動対策キャンペーンの一端として共同で、少なくとも2003年から2004年の長期間、コドーム、ビンジシ、ムクジャル、アラワラの町および周辺地域において複数の攻撃を行ったことが考えられる正当な理由があることを勘案し、

そして、これらの攻撃が行われた際、規程8(2)(c)(i)条に反する殺人、規程8(2)(e)(vi)条に反する強姦、規程8(2)(c)(ii)条に反する個人の尊厳に対する侵害、規程 8(2)(e)(i)条に反する民間人への意図的な攻撃、規程 8(2)(e)(xii)条に反する所有物の破損および規程8(2)(e)(v)条に反する略奪という戦争犯罪が、スーダン国軍および民兵組織/ジャンジャウィードによりコドーム、ビンジシ、ムクジャル、アラワラの町および周辺地域の主にフル人に対して行われたと考えられる正当な理由があることを勘案し、

スーダン国軍および/または民兵組織/ジャンジャウィードが行った攻撃が、国または組織の政策に従ったもので、その背景が、民間人（主にフル、マサーリートおよびザガーワグループの人々で、反政府側と関連しているとみなされていた）に対する系統的かつ広範囲にわたる攻撃であると考えられる正当な理由があることを**勸案し**、

そして、これらの攻撃が行われた際、 規程7(1)(h)条に反する迫害、規程7(1)(a)条に反する殺人、規程7(1)(d)条に反する強制移送、規程7(1)(e)条に反する投獄または深刻な自由の剥奪、規程7(1)(f)条に反する拷問、規程7(1)(g)条に反する強姦および規程7(1)(k)条に反するその他の非人道的行動という、人道に反する犯罪が、スーダン国軍および民兵組織/ジャンジャウィードによりコドーム、ビンジシ、ムクジャル、アラワラの町および周辺地域の主にフル人に対して行われたと考えられる正当な理由があることを**勸案し**、

スーダン共和国の最高レベルで共通の計画がつくられ、政府に反抗するSLM/A、JEMおよびその他の武装グループに対して、武装勢力掃討キャンペーンを行い、その共通の計画の核心的な部分が、スーダン共和国政府により反政府グループに密接であるとみなされた、民間人の一部（主にフル、マサーリートおよびザガーワグループ）に対する違法な攻撃であり、その犯罪疑惑は共通の計画に従い行われたと考えられる正当な理由があることを**勸案し**、

ダルフルールにおける内務大臣および大統領特別代表の役割において、そしてスーダン共和国政府の影響力のあるメンバーとして、フセイン氏が共通の計画の作成および実行に重大な貢献をし、特に全国、州および地元保安組織の全体的なコーディネーションを通して、そしてダルフルールにおける警察と民兵組織/ジャンジャウィードの採用、武装および資金の調達を通して重大な貢献を行ったと考えられる正当な理由があることを**勘案し**、

フセイン氏が民間人に対して行われた犯罪について知っており、犯罪疑惑が行われることを意図していたと考えられる正当な理由があることを**勘案し**、

フセイン氏が規程25(3)(a)条において、検察側の申請に示されているように、次に挙げる人道に対する犯罪および戦争犯罪の遂行に対して刑事的責任があると考えられる正当な理由があることを**勘案し**、

(i) **規程7(1)(h)条における、人道に対する犯罪をなす迫害**、すなわち (a) 2003年8月15日ごろから2003年8月31日ごろまでに起きた、殺人、民間人への攻撃、所有物の破壊および強制移送による、西ダルフルールのワディ・サリ地方のバンディス管理ユニットのコドーム村および周辺地域における主にフルールの迫害、(b) 2003年8月15日ごろに起きた、殺人、強姦、民間人への攻撃、非人道的な行動、略奪、所有物の破損および人々の強制転送による、西ダルフルールのワディ・サリ地方のバンディス管理ユニットのビンジシの町および周辺地域における主にフルールの迫害、(c) 2003年8月と2004年3月の間に起きた、殺人、民間人への攻撃、投獄または深刻な自由の剥奪、拷問、略奪および所有物の破壊による、西ダルフルールのムクジャル地方のムクジャルの町および周辺地域における主にフルールの迫害、および (d) 2003年12月ごろに起きた、殺人、強姦、民間人への攻撃、個人の尊厳に対する侵害、非人道的な行動、略奪、所有物の破壊および人々の強制転送による、西ダルフルールのワディ・サリ地方のアラワラの町および周辺地域の主にフルールの迫害、

(ii) 規程 7(1) (a) 条における、人道に対する犯罪となる殺人。

すなわち (a) 2003年8月15日ごろおよび2003年8月31日ごろに起きた、西ダルフールのワディ・サリ地方バンディス管理ユニットのコドーム村および周辺地域の主にフル人の殺人、(b) 2003年8月15日ごろに起きた、西ダルフールのワディ・サリ地方バンディス管理ユニットのビンジシの町および周辺地域における、主にフル民間人の殺害、(c) 2003年9月と2003年10月の間、2003年12月ごろ、2004年3月ごろに起きた、西ダルフールのムクジャル地方にある、ムクジャルの町と周囲の地域の主にフル人の男性の殺害、および (d) 2003年12月ごろに起きた、西ダルフールのワディ・サリ地方にあるアラワラの町および周辺地域における、主にフル人の民間人の殺害。

(iii) 規程 8(2) (c) (i) 条における、戦争犯罪をなす殺人、

すなわち (a) 2003年8月15日ごろおよび2003年8月31日ごろに起きた、西ダルフールのワディ・サリ地方バンディス管理ユニットのコドーム村および周辺地域の主にフル人の殺人、(b) 2003年8月15日ごろに起きた、西ダルフールのワディ・サリ地方バンディス管理ユニットのビンジシの町および周辺地域における、主にフル民間人の殺害、(c) 2003年9月と2003年10月の間、2003年12月ごろ、2004年3月ごろに起きた、西ダルフールのムクジャル地方にある、ムクジャルの町と周辺地域の主にフル人の男性の殺害、および (d) 2003年ごろに起きた、西ダルフールのワディ・サリ地方にあるアラワラの町および周辺地域における、主にフル人の民間人（この民間人は敵対関係に積極的に関与していなかった）の殺害。

(iv) 規程 8(2) (e) (i) 条における、戦争犯罪をなす、民間人への攻撃、

すなわち (a) 2003年8月15日ごろから2003年8月31日ごろに起きた、西ダルフールのワディ・サリ地方バンディス管理ユニットのコドーム村および周辺地域の主にフル人の民間人を対象とした意図的な攻撃、(b) 2003年8月15日ごろに起きた、西ダルフールのワディ・サリ地方バンディス管理ユニットのビンジシの町および周辺地域における、主にフル人の民間人を対象とした意図的な攻撃、(c) 2003年8月と2004年3月の間に起きた、西ダルフールのムクジャル地方にある、ムクジャルの町と周辺地域の主にフル人の民間人を対象とした意図的な攻撃、および (d) 2003年12月ごろに起きた、西ダルフールのワディ・サリ地方にあるアラワラの町および周辺地域における、主にフル人の民間人を対象とした意図的な攻撃、

(v) 規程 8(2)(e)(xii) 条における、戦争犯罪をなす所有物の破壊、

すなわち (a) 2003年8月15日ごろから2003年8月31日ごろまで、西ダルフールのワディ・サリ地方バンディス管理ユニットのコードーム村および周辺地域の主にフル人の所有物の破壊（コードーム・ジュレ、コードーム・ティネ、コードーム・ウォスタおよびコードーム・デルリワにおける家屋の燃焼を含む）、(b) 2003年8月15日ごろ、西ダルフールのワディ・サリ地方バンディス管理ユニットのビンデジ村および周辺地域の主にフル人の所有物の破壊（食料保管庫、モスクおよび住居の燃焼を含む）、(c) 2003年8月および2004年3月の間、西ダルフールのムクジャル地方のムクジャルの町および周辺地域の主にフル人の所有物の破壊（住居の燃焼および作物や農場の破壊を含む）、および (d) 2003年12月ごろ、西ダルフールのワディ・サリ地方のアラワラの町および周辺地域の主にフル人の所有物の破壊（アラワラの町がほとんど破壊されたことを含む）、

(vi) 規程 7(1)(d) 条における、人道に対する犯罪となる強制輸送、

すなわち (a) 2003年8月15日ごろから2003年8月31日ごろまで、西ダルフールのワディ・サリ地方のコードーム村および周辺地域のおよそ 20,000 人の主にフル人のビンデシ村および西ダルフールのワディ・サリ地方のその他の場所への強制移送、そして結果としての町の遺棄、(b) 2003年8月15日ごろ、西ダルフールのワディ・サリ地方のビンデジの町および周辺地域のおよそ 34,000 人の主にフル人のムクジャルの町および西ダルフールのワディ・サリ地方のその他の場所への強制移送、そして結果としての町の遺棄、(c) 2003年12月ごろの西ダルフールのワディ・サリ地方のアラワラの町および周辺地域から西ダルフールのワディ・サリ地方のドレイグ、ガルシラおよびその他の場所へのおよそ7,000 人の主にフル人の民間人強制移送、そして結果としての町の遺棄、

(vii) 規程 7(1)(g) 条における、人道に対する犯罪となる強姦、

すなわち (a) 2003年8月15日に起きた、西ダルフールのワディ・サリ地方バンディス管理ユニットのビンデジの町および周辺地域の主にフル人の女性および少女の強姦、および (b) 2003年12月ごろに起きた、西ダルフールのワディ・サリ地方のアラワラの町および周辺地域の主にフル人の女性および少女の強姦、

(viii) 規程 8(2)(e)(vi) 条における、戦争犯罪をなす強姦、

すなわち (a) 2003年8月15日に起きた、西ダルフールのワディ・サリ地方バンディス管理ユニットのビンデジの町および周辺地域の主にフル人の女性および少女の強姦、(b) 2003年12月ごろに起きた、西ダルフールのワディ・サリ地方のアラワラの町および周辺地域の主にフル人の女性および少女の強姦、

(ix) 規程 7(1)(k) 条における、人道に対する犯罪となる非人道的な行動、

すなわち (a) 2003年8月15日ごろに起きた、西ダルフールのワディ・サリ地方、バンディス管理ユニットのビンデジの町および周辺地域の主にフル人である民間人に対する非人道的な行動による、身体または精神または身体的健康への深刻な苦痛あるいは重大なケガを与えたこと、および (b) 2003年12月ごろに起きた、西ダルフールのワディ・サリ地方のアラワラの町および周辺地域の主にフル人である民間人に対する非人道的な行動による、身体または精神または身体的健康への深刻な苦痛あるいは重大なケガを与えたこと、

(x) 規程 8(2)(e)(v) 条における、戦争犯罪をなす略奪、

すなわち (a) 2003年8月15日ごろに起きた、西ダルフールのワディ・サリ地方、バンディス管理ユニットのビンデジの町および周辺地域の主にフル人の所有物を対象とした略奪（家財の略奪を含む）、(b) 2003年8月および2004年3月の間に起きた、西ダルフールのムクジャル地方のムクジャルの町および周辺地域の主にフル人の所有物を対象とした略奪（店舗、家および家畜の略奪を含む）、(c) 2003年12月ごろに起きた、西ダルフールのワディ・サリ地方、アラワラの町および周辺地域の主にフル人の所有物を対象とした略奪（店舗、家および家畜の略奪を含む）、

(xi) 規程 7(1)(e) 条における、人道に対する犯罪となる投獄または深刻な自由の剥奪、

すなわち、2003年8月ごろに始まった、西ダルフールのムクジャル地方のムクジャルの町および周辺地域の主にフル人である400名以上の民間人の投獄あるいは身体的自由の深刻な剥奪、

(xii) 規程 7(1)(f) 条における、人道に対する犯罪となる拷問、

すなわち、2003年8月ごろに始まった、西ダルフールのムクジャル地方のムクジャルの町および周辺地域の主にフル人である60名以上の民間人の拷問、

(xiii) 規程 8(2)(c)(ii) 条における、戦争犯罪をなす個人の尊厳に対する侵害、

すなわち、2003年12月ごろに起きた、西ダルフールのワディ・サリ地方のアラワラの町および周辺地域の主にフル人である女性および少女の尊厳の侵害。

規程 58(1)(b)(i) および (ii) 条に基づき、この段階においてフセイン氏の逮捕は、彼が裁判所に出頭すること、および犯罪の継続的調査を妨害または危険にさらさないことを確実にするために必要であると思われることを**勘案し**、

これらの理由のため、

次を発する：

ハルツームノースのカルマの町のダンクラで生まれたとされている、60歳を超えているスーダン人であるアブデル・ラヒーム・モハメッド・フセインの**逮捕状**。当時、犯罪疑惑に関連し、ダルフルにおいて、スーダン共和国の内務大臣および大統領の特別代表を務め、2005年には国防軍の大臣に任命され、その職位は検察側の申請時に継続していた。

英語、フランス語バージョンがあり、英語版が正式である。

サンジ・マセノノ・モナゲング裁判官

裁判長

Presiding Judge

シルビア・スタイナー裁判官

キュノ・ターフェッサー裁判官

2012年3月1日付け

オランダ、ハーグにて